

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

《**施策番号 31**》外国人雇用状況届出を活用し、複数の稼働先で資格外活動を行っている留学生を特定するなどして、教育機関と連携した実態把握や指導を行う。

《**施策番号 33**》資格外活動の実態等を踏まえつつ、資格外活動許可及びその管理の在り方（日本語教育機関による在籍者の資格外活動の適切な把握及び指導の在り方を含む。）について検討する。

対応

令和8年4月10日付けで、以下の内容を日本語教育機関に周知し、運用面での強化を実施。

① 日本語教育機関と連携した資格外活動に係る実態把握や指導の開始（令和8年4月運用開始）

入管庁から日本語教育機関に対し、以下の対応を求める。

- 3か月に1度、留学生の資格外活動に係る、①許可の有無、②活動先、③活動内容、④活動時間を確認すること。
- 入管庁から情報提供する、複数ワークに従事する者については、とりわけ慎重な確認を行うこと。
- 許可内容に違反すると認められる場合は、直ちに指導し、状況を改善すること。
- 指導しても改善が見られない留学生の情報のほか、留学生から「雇用主が週28時間を超える勤務を強いている」といった報告があった場合等、不法就労が疑われるケースについては、最寄りの出入国在留管理官署に報告すること（入管庁において内容に応じて調査し、在留審査に反映させる）。

② 日本語教育機関に入学する者に関する日本語能力の確認の厳格化（令和8年7月以降対応予定）

- 現在、入学時の在留審査において、CEFR・A1相当以上の日本語能力を確認しているところ、これまでは150時間以上の日本語学習歴をもって可としていたが、今後は、日本語試験の証明書又は日本語教育機関による面接（オンライン可）での能力の確認を基本とする。

（注）CEFR：外国語の学習・教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠。A1～C2の6段階。